

第 16 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月25日 17:00～17:29

場 所 役場庁舎 会議室2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：中道事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

8 番 小山委員
9 番 鎌田委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 10月の業務報告について
- (3) 11月の業務予定について
- (4) あっせん報告について
- (5) 農地所有適格法人報告書の受理について

4 議案

第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号 利用状況調査に係る農地・非農地の判定について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 11月25日（木）午後1時30分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１６回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 ただ今の出席委員数は、１３名で定足数に達しております。 それでは、出羽会長の進行をお願いいたします。
議長	お忙しい中、大変ご苦労様です。 それでは、総会を始めていききたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ８番 小山委員、９番 鎌田委員、この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）諸般の報告についてということで、私の方からですね、十勝農委連役員会が１０月の１４日にございました。内容についてはＡ４版が皆さんの方に行っていると思うんですけども、講師が竹川会計事務所の、竹川博之さんということになっております。以前も講演していただいたと記憶しております。内容につきましてはですね、農業経営の継承の留意点と法人化の課題ということでですね、講演していただく予定になっております。視聴期間ということで、YouTubeで配信されるんですけども、総会の後に見るか、あるいは個人個人でYouTubeで見るか、どちらかを選択してくださいということになっております。 あと全国会長代表者集会ということで、今年はコロナの関係でYouTubeによる配信によって実施されるということになっております。北海道からは５名以内ということで代表の方が出席されることになっております。 あとですね、先日会議の中で、新政権が発足した時点で可能であればなるべく早い時期に十勝としても上京をして要請活動を行うべきではないのかということですね、コロナの感染状況をみながらそれは判断したいということで、現在は状況を見極めている最中でございます。 そして今後の会長代理事務局研修会、あるいは女性農業委員研修会についてはですね、１１月中旬にまた役員会を予定しておりますので、その中で状況を見ながらやるかやらないかということ判断していきたいというふうになっております。 あと負担金ですね、それについてはまだ検討中ではありますが、昨年と同様ぐらいの金額になるということで、現在検討中であります。 以上でございます。何か聞きたいことございますか。 なければ他、報告何か皆さんからございますか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、（２）１０月の業務報告 及び （３）１１月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）１０月の業務報告についてですが、

	１０月８日、農地あっせん委員会が開催され、八田委員、鎌田委員、事務局が出席しております。 １０月１４日十勝農業委員会連合会の第３回役員会がＷｅｂ会議にて出羽会長が出席しております。 次に（３）１１月の業務予定ですが、１１月下旬に総会を予定しております。 また、記載ございませんけども、中札内村の収穫感謝祭の実行委員会の方からご案内ございまして、今年については収穫感謝祭は中止ということでご案内をいただいておりますので、併せてご報告いたします。 業務報告及び業務予定は以上です。
議長	続まして、（４）あっせん報告について、事務局から説明願います。
事務局	【あっせん報告について朗読説明】
議長	続まして、（５）農地所有適格法人報告書の受理について、事務局から説明願います。
事務局	議案７ページをご覧ください。（５）農地所有適格法人報告書の受理についてですが、記載にあります３３法人から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。 いずれも書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 報告は以上です。 以上で報告事項を終わります。
議長	次に、議案審議に入ります。 議案第１号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
事務局	【議案第１号 売買番号１番について朗読説明】
議長	それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 売買の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、売買の１番は、原案どおり可決決定されました。

	次に賃貸借の番号 1 番から 3 番までについて、一括して事務局から説明願います。
事務局	【議案第 1 号 賃貸借番号 1 番～ 3 番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号 1 番から 3 番について、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認めそれぞれ採決に入ります。 賃貸借の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の番号 1 番は原案どおり可決されました。 次に賃貸借の番号 2 番について採決いたします。 番号 2 番について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の番号 2 番は 原案どおり可決されました。 次に賃貸借の番号 3 番について採決いたします。 番号 3 番について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の番号 3 番は 原案どおり可決されました。 次に、議案第 2 号 利用状況調査に係る農地・非農地の判定について 番号 1 番から 8 番について一括して事務局から説明願います。
事務局長	11 ページをお開きください。 農地法第 30 条第 1 項に基づく、利用状況調査いわゆる農地パトロールの結果に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した農地について、平成 26 年 4 月 1 日に制定された「農地法の運用」に定める基準に従い、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの判定を求めるものであります。 非農地判定につきましては本年から取扱いが一部変更となっております、昨年までは年内に非農地決定を行うこととされていましたが、今年から国の通

	知により、台帳整備やその後の利用意向調査等の処理を速やかに行うため、非農地化の決定は速やかに行うこととされたことから今回、審議をお願いするものです。 【議案第2号 番号1番～8番について朗読説明】 いずれも1番から3番については、土地の形状や周囲の土地の利用状況から農地復元が困難であります。 また、4番から8番の土地については、農地一帯が雑木等の繁茂により再生利用困難な土地であることから非農地決定により、農地台帳からの削除並びに職権による地目変更をするため、審議をお願いするものであります。 説明は、以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 番号1番から8番について一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」）の声
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 まず、農地・非農地判定についてですが、それぞれ所有者別で隣接地となっており、関連がありますので、所有者ごとに採決を行います まず番号1番から3番について、原案のとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号1番から3番は原案どおり可決されました。 次に、番号4番から7番についての採決を行います。 原案のとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号4番から番号7番は 原案どおり可決されました。 最後に、番号8番について採決を行います。 原案のとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号8番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。
議長	次に日程5の協議事項に入ります。

事務局	(1)農地のあっせんについて賃貸借の1番から10番まで一括して事務局から説明願います。 今月は賃貸借のあっせん申出が10件となります。 12月末で賃貸借期間が満了となる農地について再度貸付(更新)を行うためあっせん協議するものです。 議案17ページに全案件の位置図を、最終ページの38ページに本年12月末で賃貸借期間が満了となる案件の一覧表をお付けしておりますので参考にご覧ください。 【農地のあっせんについて朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号1番から10番まで一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないようですので、番号1番から10番まで、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	(「はい」の声)
議長	それでは、番号1番から10番は、あっせんすることに決定いたします。 あっせん委員を指名いたします。 賃貸借の1番のあっせん委員は、6番 西野委員、10番 真野委員、11番 阿部委員、12番 松島委員の4名を指名いたします。 続いて、賃貸借の2番及び3番のあっせん委員を指名いたします。 3番 李委員、7番 水崎委員、13番 出羽の3名を指名いたします。 次に賃貸借の4番から9番のあっせん委員を指名いたします。 1番 島次代理、5番 柚原委員、8番 小山委員の3名を指名いたします。 次に賃貸借の10番のあっせん委員を指名いたします。 2番 埜田委員、4番 八田委員、9番 鎌田委員の3名を指名いたします。 続いて、日程6その他ですが (1) 次回の総会の日程について事務局から願います。
事務局長	次回の総会ですが、11月25日(木)、午後1時30分からでお願いいた

	します。
議長	次回の総会は、11月25日木曜日の午後1時30分からということでお願いいたします。
	その他 事務局から何かありますか。
事務局	10月に開催予定でした令和3年度ブロック別農業委員等研修会が新型コロナウイルス感染症対策として中止となりましたので、この度、北海道農業会議から研修会で使用予定でした資料の提供がありましたので、本日配付させていただきました。ご一読いただければと思います。 よろしくお願い致します。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません」の声)
議長	ないようですので、以上で第16回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした」の声) (17時29分閉会)